

固定資産税の優遇措置が受けられます



市内で、工場などを新設又は増設した場合、固定資産税の優遇措置を受けることができます。

- 対象業種** 製造業、旅館業、情報サービス業、農林水産物等販売業 など
 - 対象資産** 土地、建物、償却資産
 - 優遇期間** 3年間
- ※優遇措置を受けるには、申請が必要
※その他詳細は市ホームページに掲載



市産業振興課 ☎0994-31-1180

パスポートの手続きが変わりました



- 手続きの主な変更点**
 - 旅券申請手続きに、戸籍抄本ではなく戸籍謄本が必要
 - 査証欄の追加を行う場合は、残存有効期間が同一の旅券か、新規旅券の申請が必要
 - 電子申請が一部できるようになりました(マイナンバーカードが必要)
 - 電子申請の対象者**
 - 旅券の有効期間が残り1年未満の人
 - 旅券の有効期間が残っており、査証欄が見開き3ページ以下の入
- ※氏名、本籍等の記載事項に変更がある人は対象外

市民課 ☎0994-31-1114

合併処理浄化槽の転換に対する補助制度があります



市では、生活排水の処理を行わない単独処理浄化槽やくみ取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽(家庭雑排水と尿を併せて処理する浄化槽)に転換する場合に補助金を交付しています。

- 補助対象及び補助額(限度額)**
- ①小型合併処理浄化槽の設置に関する費用

業者区分	人槽区分	補助額
市内業者	5人槽	382,000円
	7人槽	464,000円
	10人槽	598,000円
市外業者	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円

- ②単独処理浄化槽の撤去に関する費用 120,000円
 - ③くみ取り便槽の撤去に関する費用 90,000円
 - ④宅内配管工事に関する費用 300,000円
- ※②、③、④は施工業者の市内外は問わない
※新築は対象外
- 申請** 浄化槽設置届の写し、誓約書、工事見積書、平面図、納税証明書等を提出
- ※予算額に達し次第受け付けを終了



市生活環境課 ☎0994-31-1115

マイナンバーカード・電子証明書に係る業務を休止します

公的個人認証システムの更改作業に伴い、全国的にシステムが運用停止となるため、次のとおり市民課及び各総合支所窓口での業務も一部休止となります。ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

- 休止する業務** マイナンバーカード、電子証明書に係る全ての業務
- 休止する期間** 5月1日(月)・2日(火)の終日



市民課 ☎0994-31-1114

行政相談所を開設します

国の仕事などに対する疑問や苦情、要望、各種手続きについて、行政相談委員が相談に応じる行政相談所を開設します。相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

- 日時** 5月9日(火) 13:00～16:00
- 場所** 市役所2階202会議室



市民課 ☎0994-31-1114

鹿屋市危険ブロック塀安全対策費の助成



- 補助額**
- | 補助対象経費 | 補助限度額 |
|---------------------------------|-------|
| 道路沿いの危険ブロック塀等の解体撤去又は改修に要する経費の一部 | 20万円 |
- 対象** 耐震診断により1項目以上の不適合があり、高さ80cm以上で市道等に面しているブロック塀
 - 申請** 申請書を市建築住宅課に提出
- ※予算上限に達し次第受け付けを終了
※申請書は市ホームページに掲載



市建築住宅課 ☎0994-31-1129

「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」炬火リレー走者



- 鹿児島での開催となる国体の鹿屋市炬火(聖火)ランナー
- 日時** 8月24日(木) 8:15～9:15
 - コース** プラッセだいわ鹿屋店跡地(白崎町)～まちなかパーク(北田町)
 - 対象者** 小学生以上
 - 定員** 84人 ※1区間走者14名
 - 区間数** 6区間 ※1区間約200m
 - 参加費** 無料
 - 走者決定** 5月下旬に応募者全員に結果通知
 - 申込** 4月17日(月)～5月12日(金)に募集用紙を提出
- ※募集用紙及び詳細は市ホームページに掲載

市国体推進室 〒893-8501 鹿屋市共栄町20-1
☎0994-31-1132 ㊟0994-31-1172

「ブックスタート」事業の協賛者



- 市内在住の1歳までの赤ちゃんとその家族へ、絵本のプレゼントを行う「ブックスタート」事業の協賛者
- 協賛金** 5,000円
 - 応募** 5月12日(金)までに協賛金と申込書を提出
- ※申込書は市ホームページに掲載
※6月1日(木)～11月30日(木)に協賛企業名等を紹介するシールを絵本に貼って、赤ちゃんにプレゼント



市生涯学習課 ☎0994-31-1138

がけ地接近等危険住宅移転事業費の助成



- 補助額**
- | 補助対象経費 | 補助限度額 | |
|--|--------|--------|
| 危険住宅の解体・移転経費 | 97万5千円 | |
| 危険住宅に代わる住宅の建設・購入のため、融資を受けた場合の借入金の利子相当額(年利8.5%限度) | 住宅建設費 | 465万円 |
| | 土地取得費 | 206万円 |
| | 敷地造成費 | 60万8千円 |
- 対象** 次の全ての要件を満たす住宅
 - 高さ2m、勾配30°を超えるがけに近接する住宅
 - 昭和46年8月31日以前に建築された住宅
 - 現在居住しており、令和5年度中に移転可能な住宅
 - 申請** 8月31日(木)までに連絡

市建築住宅課 ☎0994-31-1129

住宅の耐震やリフォームへの助成



- 助成内容・助成上限額**
 - ①昭和56年6月以降に建築又は着工した住宅
- | 助成内容 | 助成上限額 |
|----------------------------|-------|
| 住宅改修(リフォーム)費用の一部 | 20万円 |
| 定住世帯の改修(定住目的で市外住民が改修)費用の一部 | 30万円 |
- ②昭和56年6月以前に建築又は着工した住宅
- | 助成内容 | 助成上限額 |
|---------------|--------|
| 耐震診断費用の一部 | 10万円 |
| 簡易耐震改修工事費用の一部 | 40万円 |
| 耐震改修工事費用の一部 | 83万8千円 |
- | 耐震改修(リフォーム)費用の一部 | 耐震性を有する住宅又は簡易耐震改修工事を行う住宅 | 助成上限額 |
|------------------|--------------------------|-------|
| | 耐震改修工事を行う住宅 | 20万円 |
| | 耐震改修工事を行う住宅 | 30万円 |

- ※②は事前の耐震診断による耐震性の確認が必要
 - ※高校生以下の子どもがいる子育て世帯で、3世代以上で同居している世帯には10万円の加算有り
 - ※居住誘導区域内等に定住するために中古住宅を購入し改修する世帯には10万円を更に助成
 - 対象者** 市内に居住及び住民登録し、市税を滞納していない人
 - 施工業者** 市内に本社、支社、営業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人業者
 - 事前申込(1次)** 5月8日(月)～31日(水)に申込書を提出 ※先着順
- ※申込書は市建築住宅課、各総合支所住民サービス課、市ホームページに有り
※期間内に申し込みが予定件数に達した場合は1次申込を終了し、9月1日(金)から2次申込を開始予定

市建築住宅課 ☎0994-31-1129